

敦賀市病児・病後児保育施設運営管理業務委託
に関する公募型プロポーザル募集要項

1 業務の趣旨及び目的

敦賀市では、児童が病気又は病気の回復期で保育所等に預けることが出来ず、保護者の就労等の理由から家庭で保育を受けることが困難な場合に利用出来る敦賀市病児・病後児保育施設を設置している。当該施設の安定的な運営管理にあたり、最も適した事業者を、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

敦賀市病児・病後児保育施設運営管理業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

敦賀市病児・病後児保育施設運営管理業務委託仕様書（別紙１）のとおり

(3) 業務履行期間

令和７年９月１日から令和１０年８月３１日まで

※契約締結日から令和７年８月３１日までを本業務の準備期間とする。

(4) 提案上限額（業務履行期間３年分の総額）

６２，５５６，４８０円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

※この金額は、見積徴収時の予定価格となるものではない。なお、見積額が提案上限額を超えた場合は、失格とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 過去５年間（令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで）において、病児若しくは病後児保育施設運営管理業務の実績を有していること、又は病院内保育所若しくは認可保育所等保育施設の施設運営管理業務の実績を有していること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第２条第６号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

4 公募スケジュール（予定）

内容	期間等
公募開始及び募集要項配布期間	令和7年5月 1日（木）から 5月20日（火）午後5時まで
質問書の受付期間	令和7年5月 1日（木）から 5月12日（月）午後5時まで（必着）
質問書の回答	令和7年5月15日（木）午後5時までに回答
企画提案書類の受付期間	令和7年5月 1日（木）から 5月20日（火）午後5時まで
企画提案書類の審査及び プレゼンテーション	令和7年5月30日（金）（予定）
審査結果の通知	令和7年6月上旬（予定）
見積徴収及び契約締結	令和7年6月中旬（予定）

5 申込方法等

(1) 募集要項等の配布

本プロポーザルの募集要項等は、下記「11 担当部署及び問合せ先」において配布する。また敦賀市ホームページにおいても公開する。

担当部署における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

(2) 質問書の受付及び回答方法

本業務にて質問がある場合は、次に定めるところにより行うことができる。

①提出様式 質問書（様式第7号）

②提出期限 令和7年5月12日（月）午後5時

③提出先 「11 担当部署及び問合せ先」に同じ

④提出方法 電子メール

※メールの表題は「【事業者名】敦賀市病児・病後児保育施設運営管理業務委託に関する質問」とし、メールの受信について必ず市に確認すること。なお電話での質問は認めない。

⑤回答 令和7年5月15日（木）午後5時までに敦賀市のホームページ上で随時公開する。なお、質問書に対する回答は、本プロポーザルの募集要項を補足及び修正するものとして取り扱うものとする。

⑥その他 他社の提案内容や審査員の氏名等、選考の公平性を損なう恐れのある質問には回答しない。

(3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、持参又は郵送にて、「11 担当部署及び問合せ先」に提出すること。ただし、持参による提出は午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、郵送による提出は書留郵便で提出期間内に到着したものに限る。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、9部（正本1部、副本8部）を提出す

ること。

①企画提案書類作成要領

書類名	内容に関する留意事項
参加表明書兼企画提案書 (様式第1号)	・会社名、代表者職氏名、所在地、連絡先、担当者氏名を記載すること。
参加資格確認事項申告書 (様式第2号)	・「3 参加資格要件」について、該当及び非該当を申告すること。 ・「国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）」及び「市町村税（都税）証明書（本店が所在する市町村等が発行する市税について滞納の無いことを証明できるもの）」を添付すること。
会社概要書（様式第3号）	・会社名、代表者職氏名、所在地、資本金、設立年月日、従業員数、最寄の拠点、事業内容を記載すること。 ・法人登記に係る全部事項証明書（謄本）を添付すること。（履歴事項証明書（閉鎖されていない登記事項の証明）を含むものに限り） ・決算書等（直近3事業年度の貸借対照表、損益計算書及び余剰金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類）を添付すること
業務実績書（様式第4号）	・過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日）における病児若しくは病後児保育施設運営管理業務、又は病院内保育所若しくは認可保育所等保育施設の施設運営管理業務に係る受託実績について記載すること。（最大5件までとする。） ・実績として記載した業務の契約書の写しを添付すること。
企画提案書（様式自由）	・別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 ・表紙は参加表明書兼企画提案書（様式第1号）とする。 ・記載にあたり、写真、イラスト等を用いることは可とする。 ・目次及び頁番号を付けること。 ・A4判（縦横どちらでも可）で表紙（様式第1号）及び目次を除き20頁（両面印刷で10枚）以内で作成すること。
見積書 (様式第5の1号) (様式第5の2号)	・運営管理業務委託料について業務履行期間である3年分の総額と月額をそれぞれ税抜きで記載すること。
運営管理経費積算内訳書 (様式第6号)	・それぞれの金額について税抜きで記載すること。 ・本様式の業務履行期間（3年）総額に表記される額を見積書（様式第5の1号）に、月額に表記される額を見積書（様式第5の2号）に転記すること。

②その他

各証明書は令和7年4月1日以降に発行されたものとし、正本1部に原本、副本8部には写しを添付すること。提出期限後以降の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

6 選考方法

敦賀市病児・病後児保育施設運営管理業務委託事業者選定委員会を設置し、企画提案書類の審査及びプレゼンテーションにより選考を行う。

(1) 実施日 令和7年5月30日（金）（予定）（※詳細については、別途通知する。）

(2) 会場 敦賀市役所（※詳細については、別途通知する。）

(3) 内容

提出した企画提案書類をもとに説明すること。当日に新しい資料の提出は認めない。
なお、審査委員は審査会当日、提出された企画提案書類を各自保有する。

(4) 時間配分

参加者ごとに35分以内

①準備時間（5分）

②プレゼンテーション（20分）

③質疑応答・ヒアリング（10分）

なお、持ち時間は参加事業者数により変更となる可能性がある。

(5) 出席者

参加者ごとに責任者を含め3人以内とする。（オンライン不可）

(6) 注意事項

① 審査会当日は、プロジェクター、スクリーン、電源コードは本市にて準備する。

パソコンその他のものが説明に必要な場合は、参加者が用意すること。また、指定時間に遅れた場合は、失格とする。

② 参加者による、会場内での録音、録画は禁止する。

③ 提案プレゼンテーションは非公開とする。

④ 進行は、本市の職員が行い、説明者はその指示に従い説明等を行うこととする。

(7) 審査結果の通知及び公表

① 審査の結果は、各参加者に対して令和7年6月上旬（予定）に文書で通知する。

なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

② 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

③ 審査の結果は敦賀市ホームページにて公表する。

7 審査方法等

企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を参考に、別表の審査基準に基づき審査委員が点数評価し、審議の上で優先交渉権者を選定する。

8 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。この場合において、選定された優先交渉権者が失格となったときは、審査結果による得点順位を繰り上げる。

(1) 企画提案書類の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの

(2) 企画提案書類に記載すべき事項に不備があるもの

(3) 企画提案書類に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの

- (4) この要項に定める手続以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき
- (5) 企画提案書類提出事業者が「3 参加資格要件」に定める参加資格要件を満たさなくなったとき
- (6) その他審査委員会が不適格と認めるとき

9 契約に関する事項

契約の締結は、本プロポーザルで選定された契約候補者を優先交渉者とし、契約内容及び見積額に係る協議を行い（提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容変更等を含む。）

協議が整い次第、見積徴収を行い地方自治体施行令第167条の2第2項に定める随意契約の方法で委託契約を締結する。辞退その他の理由により優先交渉者と契約ができない場合は、次点の契約候補者との契約の交渉を行う。

10 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルのための費用一式は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、敦賀市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、敦賀市情報公開条例（平成11年6月29日条例第14号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) 企画提案書などの提出後は、追加、訂正は認めない。
- (5) 本プロポーザルを行うのに必要な範囲において、提出書類を複写し使用することがある。
- (6) 応募者が1者のみであっても、応募資格を満たす者であれば本プロポーザルを実施する。
- (7) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。

11 担当部署及び問合せ先

敦賀市福祉保健部保育課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

T E L : 0770-22-8126

F A X : 0770-22-8168

Eメール: hoiku@ton21.ne.jp

別表

審査基準

項目	主な評価ポイント
基本的事項	●経営状況、同種・類似業務の受託実績 ・委託業務を遂行する上で、十分な規模を有し、過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日）において、病児若しくは病後児保育施設等の運営管理業務の実績を有し、安定的な事業運営が可能であるか。
運営管理体制	●仕様書（6 運営管理体制）への対応、その他施設運営や利用者に対する有益な提案 ・定員8名の受入に対して、十分な体制が整っているか。 ・定員を超える受入がある場合、増員に対応出来る体制が整っているか。 ・従事者の健康管理体制、研修体制が整っているか。 ・総括責任者の配置や利用者からの要望、苦情への対応等、仕様書6 運営管理体制(2)に示す実施体制が整っているか。 ・その他施設運営や利用者に対して有益で実現可能な提案があるか。
危機管理体制	●仕様書（7 危機管理体制）への対応 ・災害や事故を想定したマニュアル等の用意があるか。 ・訓練の実施等、有事に備えた取り組みがなされているか。
衛生管理体制	●仕様書（8 衛生管理体制）への対応 ・衛生的な環境を保つため十分な取り組みがなされているか。
個人情報保護	●個人情報保護への対応 ・十分な個人情報保護対策がなされているか。
スケジュール	●業務開始までのスケジュールの実効性 ・スケジュールの内容が具体的かつ実現可能か。 ・当該スケジュールにより業務を円滑に開始できるか。
プレゼンテーション	●プレゼンテーション ・説明内容が企画提案書の内容をよく補完しており、その姿勢に誠実さや熱意が認められるか。 ・提案内容の説明や質問に対する応答が明快であるか。
見積額	●見積額の相対評価

参考

過去３年間に於ける敦賀市病児・病後児保育施設の利用実績

年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
Ｒ４	１９	４	１２	１２	１７	３１	２７	１８	１８	１９	３４	２１	２３２
Ｒ５	１９	２３	３８	５７	３６	６１	５８	８１	６７	５２	８０	６９	６４１
Ｒ６	５９	１０４	８９	７０	６３	６１	６４	４３	６１	４９	４５	５１	７５９